

〔調査結果の概要〕

(注) 本概要の1～11については、調査対象企業（「調査の説明」4及び7参照）についての結果をまとめたものである。

1 平均年齢及び平均勤続年数（表1）【集計表第1表】

調査産業計の男女計の平均年齢は40.7歳、平均勤続年数は17.2年、製造業ではそれぞれ40.4歳、17.3年となっている。

表1 平均年齢及び平均勤続年数

(歳、年)

産業区分・年	男女計		男		女	
	平均年齢	平均勤続年数	平均年齢	平均勤続年数	平均年齢	平均勤続年数
調査産業計	40.7	17.2	40.7	17.2	38.7	14.9
製造業	40.4	17.3	40.1	17.1	38.2	14.9
前回(平成30年)						
調査産業計	40.6	17.4	40.7	17.3	38.5	15.4
製造業	40.0	17.0	39.8	16.7	37.9	15.0

2 平均賃金（表2）【集計表第2表】

調査産業計の令和元年6月分の平均所定内賃金は369.4千円、平均所定外賃金は64.6千円、製造業ではそれぞれ359.0千円、63.3千円となっている。

表2 平均所定内及び平均所定外賃金

(千円)

産業区分・年	平均所定内賃金			平均所定外賃金		
	男女計	男	女	男女計	男	女
調査産業計	369.4	379.9	301.3	64.6	70.8	36.4
製造業	359.0	364.4	294.2	63.3	71.7	33.1
前回(平成30年)						
調査産業計	364.8	374.9	297.4	65.6	71.6	35.6
製造業	356.8	364.3	291.0	65.1	72.8	32.9

3 賃金構成比（表3）【集計表第3表】

令和元年6月分の所定内賃金を構成する各賃金の構成比をみると、調査産業計では、基本給88.9%、奨励給1.6%、職務関連手当3.4%、生活関連手当5.7%、その他の手当0.3%となっている。

製造業の賃金構成比は、基本給 92.2%、奨励給 0.1%、職務関連手当 3.0%、生活関連手当 4.3%、その他の手当 0.4%となっている。

表3 所定内賃金計を100とした賃金構成比

産業区分・年	(%)				
	基本給	奨励給	職務関連手当	生活関連手当	その他の手当
調査産業計	88.9	1.6	3.4	5.7	0.3
製造業	92.2	0.1	3.0	4.3	0.4
前回(平成30年)					
調査産業計	89.3	1.5	3.1	5.7	0.4
製造業	92.2	0.1	3.0	4.4	0.3

4 特殊勤務手当制度（前回平成26年）（表4）【集計表第5表】

特殊勤務手当制度を採用している企業は調査産業計では85社(集計185社の45.9%)となっている。

支給額について調査産業計の最高額の平均をみると、「定額」の企業が41社(制度のある85社の48.2%)で11.7千円となっており、「支給額に幅がある」企業は42社(同49.4%)で支給額が最も高い作業は11.7千円、最も低い作業は5.9千円となっている。

表4 特殊勤務手当制度

(社、千円)

産業区分・年	集計社数	制度あり	特殊勤務手当の平均支給額				
			定額の場合		支給額に幅がある場合		
			社数	最高額	社数	支給額が最も高い作業の最高額	支給額が最も低い作業の最高額
調査産業計	185	85	41	11.7	42	11.7	5.9
製造業	105	53	25	9.2	26	11.7	6.8
前回(平成26)							
調査産業計	205	99	51	14.2	50	23.3	6.7
製造業	133	70	38	16.2	31	14.9	5.9

(注1) 手当を支給している作業が1種類しかない企業については「支給額が最も高い作業」として集計した。

(注2) 作業によって「定額の場合」と「支給額に幅がある場合」に分けている企業が存在する。

5 通勤手当制度（表5、表6）（前回平成26年）【集計表第6表】

新幹線、特急以外の通勤手当制度を採用している企業は調査産業計では181社(集計185社の97.8%)となっている。支給額や通勤距離などの最高支給限度を定めている企業は64社となっており、最高支給限度額の平均についてみると、公共交通機関を利用する場合は76.7千円、交通用具(自動車通勤等)を利用する場合は36.6千

円となっている。

新幹線通勤制度を採用している企業は調査産業計では93社(集計185社の50.3%)となっている。最高支給限度を定めている企業は59社となっており、限度額の平均は90.8千円となっている。

表5 通勤手当制度(新幹線、特急以外)

(社、千円)

産業区分・年	集計社数	制度あり	最高支給限度を定めている企業	最高支給限度額	
				公共交通機関	交通用具
調査産業計	185	181	64	76.7	36.6
製造業	105	105	38	83.9	38.0
前回(平成26年)					
調査産業計	218	215	83	78.5	40.1
製造業	139	138	58	79.5	40.2

(注) 制度を採用する企業には定期券等の現物支給を行っている企業も含む。

表6 新幹線通勤手当制度

(社、千円)

産業区分・年	集計社数	制度あり	最高支給限度を定めている企業	最高支給限度額
調査産業計	185	93	59	90.8
製造業	105	62	45	91.8
前回(平成26年)				
調査産業計	217	116	75	85.9
製造業	139	84	56	87.9

(注) 「新幹線通勤」には在来線において通常の運賃とは別に料金が加算される特急等を利用する通勤も含む。

6 平成 31 年春闘における賃金に関する要求の有無・内容、要求方式及び妥結状況

(表 7) 【集計表第 7-1 表】

平成 31 年の春闘では、労働組合から賃金に関する要求があったのは調査産業計では 154 社（集計 183 社の 84.2%）で、要求内容は「ベースアップの実施」117 社（要求があった企業 154 社の 76.0%）、「定期昇給の実施・賃金体系維持」100 社（同 64.9%）となっており、要求方式は「平均賃上げ方式」101 社（同 65.6%）、「個別賃上げ方式」36 社（同 23.4%）となっている。

製造業では要求があったのは 89 社（集計 105 社の 84.8%）で、要求内容は「ベースアップの実施」70 社（要求があった 89 社の 78.7%）、「定期昇給の実施・賃金体系維持」59 社（同 66.3%）となっており、要求方式は「平均賃上げ方式」63 社（同 70.8%）、「個別賃上げ方式」22 社（同 24.7%）となっている。

要求があった企業のうち交渉が妥結したのは、調査産業計では 151 社（要求があった 154 社の 98.1%）で、妥結内容は「ベースアップの実施」83 社（妥結した 151 社の 55.0%）、「定期昇給の実施・賃金体系維持」105 社（同 69.5%）となっている。

製造業で交渉が妥結したのは 88 社（要求があった 89 社の 98.9%）で、妥結内容は「ベースアップの実施」59 社（妥結した 88 社の 67.0%）、「定期昇給の実施・賃金体系維持」59 社（同 67.0%）となっている。

表 7 平成 31 年春闘 賃金に関する要求の有無・内容、要求方式及び妥結状況

(社、%)

産業区分 年 集計社数	要求あり	要求内容(複数回答)			要求方式(複数回答)			要求なし
		ベースアップの実施	定期昇給の実施・賃金体系維持	その他	平均賃上げ方式	個別賃上げ方式	その他	
調査産業計 183 社 (100.0)	154 (84.2)	117	100	18	101	36	24	29 (15.8)
	<100.0>	<76.0>	<64.9>	<11.7>	《65.6》	《23.4》	《15.6》	
	《100.0》							
製造業 105 社 (100.0)	89 (84.8)	70	59	11	63	22	12	16 (15.2)
	<100.0>	<78.7>	<66.3>	<12.4>	《70.8》	《24.7》	《13.5》	
	《100.0》							
前回(平成 30 調査産業計 195 社	169	127	109	23	116	37	17	26
製造業 112 社	101	78	66	13	76	17	10	11

産業区分・年	要求あり (再掲)	妥結あり	妥結内容 (複数回答)			妥結 なし
			ベースアップ の実施	定期昇給の実 施・賃金体系維 持	その他	
調査産業計	154 〈100.0〉	151 〈98.1〉 《100.0》	83 《55.0》	105 《69.5》	30 《19.9》	3 〈1.9〉
製造業	89 〈100.0〉	88 〈98.9〉 《100.0》	59 《67.0》	59 《67.0》	14 《15.9》	1 〈1.1〉
前回(平成30年) 調査産業計	169	165	99	119	30	4
製造業	101	100	73	71	15	1

(注) 〈 〉 及び 《 》 内の構成比は、複数回答や無回答の企業が存在するため、合計が必ずしも100にならない。

7 賃金改定の状況 (表8、表9) 【集計表第8-1表、第8-2表】

基本給部分の賃金表ありとする企業は調査産業計では153社(集計181社の84.5%)で、うち平成30年7月から令和元年6月までの1年間でベースアップを実施した企業は82社(賃金表がある153社の53.6%)、ベースダウンを実施した企業はなく、賃金を据え置いた企業は62社(同153社の40.5%)となっている。製造業では賃金表がある企業は86社(集計102社の84.3%)で、うち同期間にベースアップを実施した企業は62社(賃金表がある86社の72.1%)、ベースダウンを実施した企業はなく、賃金を据え置いた企業は22社(同86社の25.6%)となっている。

同期間における定期昇給の実施状況をみると、定期昇給制度のある企業は調査産業計では152社、製造業では91社でその全ての企業で実施している。

昇給額について、昨年と同額とする企業が調査産業計で104社(定期昇給を実施した152社の68.4%)、製造業で58社(同91社の63.7%)、昨年比で増額がそれぞれ31社(同152社の20.4%)、21社(同91社の23.1%)、昨年比で減額が12社(同152社の7.9%)、9社(同91社の9.9%)となっている。実施時期は4月～6月とする企業が調査産業計で124社(同152社の81.6%)、製造業で74社(同91社の81.3%)となっている。

定期昇給制度がない企業は調査産業計で32社(定期昇給の有無を回答した184社の17.4%)、製造業で13社(同104社の12.5%)となっている。

また、賃金カットを実施した企業は調査産業計では2社(集計179社の1.1%)、製造業では実施した企業はない。

表8 賃金改定の状況
—平成30年7月～令和元年6月—

(1) 基本給部分の改定						(社、%)
産業区分・年 集計社数	賃金表 あり	ベースア ップ実施	ベースアッ プ実施せず	賃金表なし		
				ベース ダウン	改定なし (据え置き)	
調査産業計 181社 (100.0)	153 (84.5) 〈100.0〉	82 (45.3) 〈53.6〉	71 (39.2) 〈46.4〉	— (0.0) 〈0.0〉	62 (34.3) 〈40.5〉	28 (15.5)
製造業 102社 (100.0)	86 (84.3) 〈100.0〉	62 (60.8) 〈72.1〉	24 (23.5) 〈27.9〉	— (0.0) 〈0.0〉	22 (21.6) 〈25.6〉	16 (15.7)
前回(平成30年) 調査産業計 196社	173	102	71	—	67	23
製造業 110社	97	72	25	—	24	13

(注) ベースアップを実施しない企業の中には、賃金改定の内容について無回答の企業が存在する。

(2) 定期昇給の実施(定期昇給制度のある企業)										(社、%)
産業区分・ 年・定期昇 給制度の ある企業	実施 あり	昇 給 額			実施時期					実施 なし
		昨年と 同額	昨年比 増額	昨年比 減額	1月～ 3月	4月～ 6月	7月～ 9月	10月～ 12月	その他	
調査産業計 152社 (100.0)	152 (100.0) 〈100.0〉	104 (68.4) 〈68.4〉	31 (20.4) 〈20.4〉	12 (7.9) 〈7.9〉	5 (3.3) 〈3.3〉	124 (81.6) 〈81.6〉	12 (7.9) 〈7.9〉	— (0.0) 〈0.0〉	9 (5.9) 〈5.9〉	— (0.0)
製造業 91社 (100.0)	91 (100.0) 〈100.0〉	58 (63.7) 〈63.7〉	21 (23.1) 〈23.1〉	9 (9.9) 〈9.9〉	3 (3.3) 〈3.3〉	74 (81.3) 〈81.3〉	7 (7.7) 〈7.7〉	— (0.0) 〈0.0〉	5 (5.5) 〈5.5〉	— (0.0)
前回(平成30 調査産業計 167社	167	111	36	9	5	132	15	1	1	—
製造業 98社	98	62	21	7	3	79	8	1	—	—

(3) 賃金カットの実施 (社、%)

産業区分・年・集計社	実施あり	実施なし
調査産業計		
179 社 (100.0)	2 (1.1)	177 (98.9)
製造業		
103 社 (100.0)	— (—)	103 (100.0)
前回(平成30年) 調査産業計		
192 社	3	189
製造業		
108 社	—	108

平成30年7月から令和元年6月までの1年間の労働者一人平均の賃金改定額(率)(昇給分+ベースアップ分)をみると、調査産業計では6,511円、率で2.04%、製造業では6,349円、率で2.02%となっている。

また「ベースアップ分」について回答した企業についてみると、調査産業計では額で1,388円、率で0.48%、製造業では1,256円、率で0.44%となっている。

表9 賃金改定額

(円、%)

産業区分・年	賃金改定額(率)		うちベースアップ分	
	額	率	額	率
調査産業計	6,511	2.04	1,388	0.48
製造業	6,349	2.02	1,256	0.44
前回(平成30年) 調査産業計	7,240	2.17	1,704	0.57
製造業	6,615	2.12	1,143	0.38

(注) 「うちベースアップ分」は賃金改定額(率)の内数として回答できる場合にのみ回答を得ている。

8 一時金支給額(表10) 【集計表第9表】

平成30年年末一時金の一人平均支給額は、調査産業計では880.8千円、月収換算2.6か月分、製造業では824.7千円、月収換算2.6か月分となっている。

令和元年夏季一時金の一人平均支給額は、調査産業計では970.4千円、月収換算2.7か月分、製造業では847.8千円、月収換算2.6か月分となっている。

表 10 一時金支給額及び月収換算月数

(1) 年末一時金

(社、千円、月分)

産業区分・年	集計社数	支給額	月収換算
平成 30 年年末 調査産業計	178	880.8	2.6
製造業	102	824.7	2.6
前回（平成 29 年年末 調査産業計	189	858.6	2.5
製造業	109	830.7	2.5

(2) 夏季一時金

(社、千円、月分)

産業区分・年	集計社数	支給額	月収換算
令和元年夏季 調査産業計	179	970.4	2.7
製造業	103	847.8	2.6
前回（平成 30 年夏 調査産業計	189	958.4	2.7
製造業	109	882.7	2.7

(注 1) 「平成 30 年年末」とは平成 30 年 9 月～平成 31 年 2 月、「令和元年夏季」とは平成 31 年 3 月～令和元年 8 月の期間をいう。その前年についても同様。

(注 2) 月収換算とは、一時金支給時における所定内賃金に対する一時金支給額の倍率である。

9 モデル所定内賃金

(表 11、表 12、表 13) 【集計表第 10-1 表、第 10-5 表、第 10-7 表】

「モデル所定内賃金」は、学校を卒業後、直ちに入社して継続勤務し、標準的に昇進した者のうち、設定されたモデル条件（事務・技術労働者又は生産労働者、総合職又は一般職、学歴、年齢、勤続年数別）に該当する者の所定内賃金をいう。

学歴、年齢別にみた「モデル所定内賃金」のピークをみると、調査産業計では大学卒事務・技術（総合職）は 55 歳で 628.7 千円、高校卒事務・技術（総合職）は 60 歳で 486.2 千円、高校卒生産は 60 歳で 417.3 千円となっている。製造業では大学卒事務・技術（総合職）は 55 歳で 610.8 千円、高校卒事務・技術（総合職）は 60 歳で 502.8 千円、高校卒生産は 60 歳で 422.6 千円となっている。

モデル所定内賃金の年齢間格差を 22 歳に対する 55 歳の倍率でみると、調査産業計では大学卒事務・技術（総合職）は 2.86 倍、高校卒事務・技術（総合職）2.37 倍、高校卒生産 2.15 倍となっている。製造業ではそれぞれ 2.77 倍、2.44 倍、2.15 倍となっている。

大学卒事務・技術（総合職）を 100 として学歴間格差をみると、調査産業計では大学卒の入職時である 22 歳で高校卒事務・技術（総合職）は 92.1、高校卒生産は 88.1 となっており、55 歳ではそれぞれ 76.5、66.2 となっている。製造業では、22 歳ではそれぞれ 90.1、87.6 となっており、55 歳では 79.2、68.0 となっている。

表 11 モデル所定内賃金

(千円)

職種・学歴・ 産業区分	18歳	20歳	22歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳
事務・技術（総合職）											
大学卒			(入社)	(3年)	(8年)	(13年)	(18年)	(23年)	(28年)	(33年)	(38年)
調査産業計	—	—	220.2	249.5	324.1	395.0	471.4	548.0	603.3	628.7	602.9
製造業	—	—	220.2	246.2	319.2	382.5	460.9	526.6	580.9	610.8	604.1
高校卒	(入社)	(2年)	(4年)	(7年)	(12年)	(17年)	(22年)	(27年)	(32年)	(37年)	(42年)
調査産業計	175.4	188.2	202.9	228.1	287.9	339.0	380.4	426.3	465.4	480.8	486.2
製造業	173.2	185.4	198.4	223.9	279.9	332.4	373.1	424.0	458.4	483.5	502.8
生産											
高校卒	(入社)	(2年)	(4年)	(7年)	(12年)	(17年)	(22年)	(27年)	(32年)	(37年)	(42年)
調査産業計	172.0	182.85	194.1	215.2	267.7	308.3	345.6	380.1	404.0	416.5	417.3
製造業	170.1	180.7	192.9	212.4	264.5	307.8	345.9	378.7	403.9	415.5	422.6

(注1) モデル所定内賃金は、交替手当及び通勤手当を除外した額である。

(注2) 年齢ごとに回答企業数に異同があり、集計社数がそれぞれ異なる。

表 12 モデル所定内賃金の年齢間格差（55歳／22歳）

(倍)

産業区分・年	大学卒	高校卒	
	事務・技術 (総合職)	事務・技術 (総合職)	生産
調査産業計	2.86	2.37	2.15
製造業	2.77	2.44	2.15
前回(平成30年)			
調査産業計	2.82	2.34	2.18
製造業	2.73	2.36	2.16

表 13 モデル所定内賃金の学歴間格差（大学卒事務・技術（総合職）を100とした場合の水準）

産業区分・年	高校卒事務・技術 (総合職)		高校卒生産	
	22歳	55歳	22歳	55歳
調査産業計	92.1	76.5	88.1	66.2
製造業	90.1	79.2	87.6	68.0
前回(平成30年)				
調査産業計	91.6	75.9	89.1	69.0
製造業	90.4	78.2	88.7	70.3

10 実在者平均所定内賃金

(表 14、表 15、表 16) 【集計表第 11-1 表、第 11-3 表、第 11-4 表】

「実在者平均所定内賃金」は、性、事務・技術労働者又は生産労働者、学歴、年齢別にみた実在者の平均所定内賃金であり、中途入社した者も含まれる。

学歴、年齢別に男の実在者平均所定内賃金のピークをみると、調査産業計では大学卒事務・技術は 55 歳（平均勤続年数は 30.2 年）で 571.6 千円、高校卒事務・技術は 55 歳（同 35.3 年）で 457.8 千円、高校卒生産は 55 歳（同 34.1 年）で 395.6 千円となっている。

製造業では大学卒事務・技術は 60 歳（平均勤続年数は 31.9 年）で 499.3 千円、高校卒事務・技術は 55 歳（同 33.4 年）で 409.8 千円、高校卒生産は 55 歳（同 33.9 年）で 384.7 千円となっている。

実在者の平均所定内賃金の年齢間格差を 22 歳に対する 55 歳の倍率でみると、調査産業計では大学卒事務・技術は 2.59 倍、高校卒事務・技術 2.29 倍、高校卒生産 2.03 となっている。製造業では 2.30 倍、2.13 倍、1.97 倍となっている。

大学卒事務・技術を 100 として学歴間格差をみると、調査産業計では 22 歳で、高校卒事務・技術は 90.9、高校卒生産は 88.4 となっており、55 歳ではそれぞれ 80.1、69.2 となっている。製造業では、22 歳でそれぞれ 88.7、90.0、55 歳ではそれぞれ 82.1、77.1 となっている。

表 14 実在者平均所定内賃金（男）

(千円、年)

職種・学歴・ 産業区分	18 歳	20 歳	22 歳	25 歳	30 歳	35 歳	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳
大学卒 事務・技術											
調査産業計	—	—	220.3	250.1	318.1	397.4	447.1	512.2	557.6	571.6	536.3
(平均勤続年数)			(0.3)	(1.8)	(6.1)	(10.3)	(13.9)	(19.6)	(26.1)	(30.2)	(31.3)
製造業	—	—	217.1	244.9	308.1	371.5	408.8	448.6	484.0	499.2	499.3
(平均勤続年数)			(0.3)	(1.5)	(5.6)	(9.5)	(13.0)	(18.9)	(25.8)	(30.0)	(31.9)
高校卒 事務・技術											
調査産業計	171.6	186.6	200.3	226.0	277.8	322.6	363.7	389.9	423.4	457.8	412.2
(平均勤続年数)	(0.3)	(1.9)	(3.5)	(6.1)	(10.1)	(13.1)	(18.9)	(25.3)	(29.9)	(35.3)	(37.7)
製造業	169.2	179.2	192.6	222.3	275.2	306.9	332.9	372.2	401.7	409.8	385.2
(平均勤続年数)	(0.3)	(1.9)	(3.6)	(6.2)	(10.0)	(12.0)	(18.4)	(24.7)	(28.2)	(33.4)	(35.9)
高校卒 生産											
調査産業計	172.4	182.6	194.7	212.0	254.1	285.8	321.9	359.8	384.9	395.6	353.5
(平均勤続年数)	(0.3)	(1.8)	(3.6)	(6.2)	(10.3)	(13.0)	(18.4)	(24.3)	(28.1)	(34.1)	(35.2)
製造業	172.3	182.3	195.3	212.7	255.0	291.2	323.0	358.8	369.1	384.7	351.6
(平均勤続年数)	(0.3)	(1.8)	(3.8)	(6.5)	(10.5)	(13.3)	(18.4)	(23.9)	(26.6)	(33.9)	(35.4)

(注 1) 実在者平均所定内賃金は、交替手当及び通勤手当を除外した額である。

(注 2) 年齢ごとに回答企業数に異同があり、集計社数がそれぞれ異なる。

表 15 実在者平均所定内賃金の年齢間格差（男・55歳／22歳）

(倍)

産業区分・年	大学卒 事務・技術	高校卒	
		事務・技術	生産
調査産業計	2.59	2.29	2.03
製造業	2.30	2.13	1.97
前回(平成30年)			
調査産業計	2.53	2.19	2.01
製造業	2.43	2.09	1.98

表 16 実在者平均所定内賃金の学歴間格差（男）（大学卒を100とした場合の水準）

産業区分・年	高校卒事務・技術		高校卒生産	
	22歳	55歳	22歳	55歳
調査産業計	90.9	80.1	88.4	69.2
製造業	88.7	82.1	90.0	77.1
前回(平成30年)				
調査産業計	90.8	78.7	89.3	71.0
製造業	88.1	76.0	91.4	74.6

11 モデル一時金（年間計）

（表 17、表 18、表 19）【集計表第 12-1 表、第 12-5 表、第 12-7 表】

「モデル一時金」は、学校を卒業後、直ちに入社して同一企業に継続勤務し、標準的に昇進した者のうち、設定されたモデル条件（モデル所定内賃金のモデルに同じ。）に該当する者の一時金（年末及び夏季の賞与一時金等）である。

学歴、年齢別にみた「モデル一時金」の年間計（平成 30 年年末と令和元年夏季の合計）のピークは調査産業計では大学卒事務・技術（総合職）は 55 歳で 3,734 千円、高校卒事務・技術（総合職）は 60 歳で 2,546 千円、高校卒生産は 55 歳で 2,180 千円となっている。製造業では大学卒事務・技術（総合職）は 55 歳で 3,745 千円、高校卒事務・技術（総合職）は 60 歳で 3,016 千円、高校卒生産は 60 歳で 2,260 千円となっている。

年齢間格差を 25 歳に対する 55 歳の倍率で見ると、調査産業計では、大学卒事務・技術（総合職）2.97 倍、高校卒事務・技術（総合職）2.35 倍、高校卒生産 2.04 倍となっている。製造業ではそれぞれ 3.02 倍、2.47 倍、2.09 倍となっている。

大学卒事務・技術（総合職）を 100 として学歴間格差をみると、調査産業計では 25 歳で高校卒事務・技術（総合職）は 85.6、高校卒生産は 84.7、55 歳ではそれぞれ 67.9、58.4 となっている。製造業では 25 歳でそれぞれ 87.2、85.5、55 歳ではそれぞれ 71.2、59.1 となっている。

表 17 モデル一時金（年間計）

（千円）

職歴・学歴・ 産業区分	20 歳	22 歳	25 歳	30 歳	35 歳	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳
事務・技術（総合職）										
大学卒			(3年)	(8年)	(13年)	(18年)	(23年)	(28年)	(33年)	(38年)
調査産業計	—	—	1,259	1,690	2,135	2,708	3,228	3,552	3,734	3,509
製造業	—	—	1,240	1,666	2,072	2,678	3,230	3,528	3,745	3,744
高校卒	(2年)	(4年)	(7年)	(12年)	(17年)	(22年)	(27年)	(32年)	(37年)	(42年)
調査産業計	853	934	1,078	1,369	1,627	1,872	2,184	2,404	2,535	2,546
製造業	864	936	1,081	1,374	1,655	1,921	2,273	2,462	2,667	3,016
生産										
高校卒	(2年)	(4年)	(7年)	(12年)	(17年)	(22年)	(27年)	(32年)	(37年)	(42年)
調査産業計	863	940	1,067	1,330	1,535	1,775	1,962	2,130	2,180	2,114
製造業	869	935	1,060	1,314	1,531	1,779	1,974	2,156	2,214	2,260

（注）年齢ごとに回答企業数に異同があり、集計社数がそれぞれ異なる。

表 18 モデル一時金の年齢間格差（55歳／25歳）

（倍）

産業区分・年	大学卒	高校卒	
	事務・技術 （総合職）	事務・技術 （総合職）	生産
調査産業計	2.97	2.35	2.04
製造業	3.02	2.47	2.09
前回(平成30年)			
調査産業計	2.84	2.27	2.08
製造業	2.76	2.22	2.10

表 19 モデル一時金の学歴間格差（大学卒事務・技術（総合職）を100とした場合の水準）

産業区分・年	高校卒事務・技術 （総合職）		高校卒生産	
	25 歳	55 歳	25 歳	55 歳
調査産業計	85.6	67.9	84.7	58.4
製造業	87.2	71.2	85.5	59.1
前回(平成30年)				
調査産業計	82.9	66.2	86.0	63.0
製造業	87.1	69.9	86.9	66.0

12 医療施設の所定内賃金等（医療施設に関する調査結果）（表 20）【集計表第 3 表】

医療施設の労働者（医療従事関連の職種以外の者を含む。）の所定内賃金及び基本給は、362,963 円及び 279,119 円となっている。

表 20 医療施設の所定内賃金等
（調査産業計（資本金 5 億円以上労働者 1,000 人以上）との比較）

（円、％）

産業	所定内賃金合計	所定内賃金に対する基本給の割合	基本給
医療施設	362,963	76.9	279,119
医療施設以外 (調査産業計)	371,352	88.9	330,132

(注) 医療従事関連の職種以外の者を含む。労働者数による加重平均。

13 医療従事者一人当たりの所定内賃金等（医療施設に関する調査結果）

（表 21）【集計表第 13 表】

医療従事者について、職種別に所定内賃金の額をみると、医師は 683,497 円（基本給 442,441 円、職務関連手当 165,833 円）、看護師は同 317,356 円（基本給 257,431 円、職務関連手当 26,216 円）、准看護師は同 283,475 円（基本給 233,474 円、職務関連手当 34,051 円）、理学療法士は同 287,814 円（基本給 239,769 円、職務関連手当 13,633 円）、作業療法士は同 276,657 円（基本給 237,653 円、職務関連手当 13,787 円）、診療放射線技師は同 335,155 円（基本給 270,734 円、職務関連手当 22,486 円）、臨床検査技師では同 327,279 円（基本給 273,156 円、職務関連手当 18,289 円）となっている。

表 21 医療従事者一人当たりの所定内賃金等

(円、人)

職種の別	所定内賃金		うち基本給		うち職務関連手当		うち資格手当	
		支給人数		支給人数		支給人数		支給人数
1 医師	683,497	5,629	442,441	5,629	165,833	5,596	56,206	2,863
2 看護師	317,356	20,592	257,431	20,592	26,216	20,592	1,400	6,185
3 准看護師	283,475	377	233,474	377	34,051	359	7,500	204
4 理学療法士	287,814	683	239,769	683	13,633	506	4,502	155
5 作業療法士	276,657	465	237,653	465	13,787	352	4,729	140
6 診療放射線技師	335,155	1,040	270,734	1,040	22,486	991	1,819	188
7 臨床検査技師	327,279	1,347	273,156	1,347	18,289	1,284	1,637	273

(注1)各金額は有効回答(所定内賃金記入有)施設の労働者数による加重平均(0円及び未記入を0円として加重平均に含めて集計。集計表第13表と同値)。

(注2)支給人数は、0円及び未記入を除いて集計し参考値として添えたもの。